

御浜町地域おこし協力隊活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 御浜町地域おこし協力隊活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、御浜町補助金交付規則（昭和45年御浜町規則第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域おこし協力隊とは、御浜町地域おこし協力隊設置要綱（平成29年御浜町要綱第9号。以下「設置要綱」という。）の規定に基づき設置された御浜町地域おこし協力隊をいう。
- (2) 受入団体とは、町及び地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の居住地をその区域に含む地縁団体により構成される団体をいう。

(目的)

第3条 この補助金は、地域おこし協力隊の隊員を受け入れ、その活動を支援する団体を支援することにより、当該隊員が設置要綱に基づき行う活動の充実及び当該隊員の御浜町への定住に寄与することを目的とする。

(交付の対象、内容及びその額)

第4条 この補助金の対象は、受入団体が行う地域おこし協力隊活動支援事業とし、その内容は当該事業を実施するために必要な経費（以下「補助対象経費」という、）とする。

- 2 補助対象経費には、町長が別に示す上限額の範囲内において受入団体を構成する地縁団体に対する謝礼金を含めることができるものとする。
- 3 この補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ないほうの額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。